さいたま市告示第874号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定による指定の変更の届出があったので告示する。

令和7年5月21日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 変更の届出のあった医師
 - ・ 別紙のとおり

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048 (829) 1305

変更内容

医師 の氏名	指定障害 区分	医療機関 の名称	医療機関 の住所	変更事項	変更前	変更後	変更 年月日
飯田 裕	音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	医療法人社団 藤橘会 西堀 整形外科内科	さいたま市桜 区西堀10- 8-14	勤務先の変 更	(医)三慶会 指扇病院	医療法人社団藤 橘会 西堀整形 外科内科	令和7年4月1日
飯田 裕	肢体不自 由	医療法人社団 藤橘会 西堀 整形外科内科	さいたま市桜 区西堀10- 8-14	勤務先の変 更	(医)三慶会 指扇病院	医療法人社団藤 橘会 西堀整形 外科内科	令和7年4月1日
山田 成	肢体不自 由	東和病院	さいたま市 緑区東浦和 7-6-1	勤務先の変 更	医療法人慈正会 丸山記念総合病 院	東和病院	令和6年11月1日